

平成十三年法律第三十一号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 銀行等による株式等の保有の制限(第三条・第四条)
- 第三章 銀行等保有株式取得機構

第一節 総則(第五条―第十条)

第二節 会員(第十一条・第十二条)

第三節 設立(第十三条―第十八条)

第四節 管理(第十九条―第二十八条)

第五節 総会(第二十九条―第三十三条の五)

第六節 業務(第三十四条―第四十条)

第七節 抛し金等(第四十一条―第四十三条)

第八節 財務及び会計(第四十四条―第五十条)

第九節 監督(第五十一条―第五十六条)

第十節 解散(第五十七条)

第十一節 雑則(第五十八条―第六十条)

第四章 雑則(第六十一条・第六十二条)

第五章 罰則(第六十三条―第六十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行等と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分円滑を図ることを国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「銀行等」とは、次に掲げる者をいう。

一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行

二 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第二条に規定する長期信用銀行

三 農林中央金庫

四 全国を地区とする信用金庫連合会

第二章 銀行等による株式等の保有の制限

(銀行等による株式等の保有の制限)

第三条 銀行等及びその子会社等(子会社その他の当該銀行等と主務省令(前条第一号、第二号及び第四号に掲げる者については内閣府令、同条第三号に掲げる者については内閣府令・農林水産省令。以下この項及び次条において同じ。)で定める特殊の関係のある会社をいう。以下この項及び次条において同じ。)は、当分の間、株式(主務省令で定めるものを除く。)その他これに準ずるものとして主務省令で定めるもの(以下この項及び次条において「株式等」という。)については、主務省令で定めるところにより合算して、当該銀行等及びその子会社等に係る自己資本に相当する額として主務省令で定めるところにより計算した額(次項において「株式等保有限度額」という。)を超える額の株式等を保有してはならない。

2 銀行等及びその子会社等は、合併その他の政令で定めるやむを得ない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、あらかじめ主務大臣(前条第一号、第二号及び第四号に掲げる者については内閣府令、同条第三号に掲げる者については農林水産大臣及び内閣府令)の承認を得て、株式等保有限度額を超える額の株式等を保有することができる。

3 外国銀行支店(銀行法第四十七条第二項に規定する外国銀行支店をいう。以下この項において同じ。)に対し前二項の規定を適用する場合における技術的読替えその他外国銀行支店に対する前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 主務大臣は、第二項の承認に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 前項の条件は、承認の趣旨に照らして、又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

6 第一項、第二項及び前二項の規定は、銀行持株会社(銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。)及び長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(主務省令への委任)

第四条 前条第三項から第五項までに定めるもののほか、同条第一項に規定する株式等の評価の方法その他同項、同条第二項及び第六項の規定の適用に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第三章 銀行等保有株式取得機構

第一節 総則

(目的)

第五条 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)は、銀行等による対象株式等の処分及び銀行等と相互にその発行する株式を保有する銀行等以外の会社による当該銀行等の株式の処分が短期間かつ大量に行われることにより、対象株式等の価格の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生ずることがないよう取り等の業務を行うことにより、銀行等による対象株式等の処分等の円滑を図ることを目的とする。

(法人格)

第六条 機構は、法人とする。

(数)

第七条 機構は、一を限り、設立されるものとす(名称)

第八条 機構は、その名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いなければならない。

2 機構でない者は、その名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いてはならない。

(登記)

第九条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第二節 会員

(会員の資格)

第十一条 機構の会員の資格を有する者は、銀行等に限定する。

(脱退)

第十二条 会員は、定款の定めるところにより、機構の承認を受けて脱退することができる。

2 前項の場合のほか、次の各号に掲げる会員は、当該各号に定める事由によって脱退する。

一 第二条第一号に掲げる者 銀行法第四条第一項の免許の取消し又は失効

二 第二条第二号に掲げる者 長期信用銀行法第四条第一項の免許の取消し又は失効

三 第二条第三号に掲げる者 解散

四 第二条第四号に掲げる者 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第四条の免許の取消し又は失効

3 会員は、機構を脱退した場合においても、第四十一条第一項若しくは第三項に規定する抛し金又は第四十二条に規定する手数料で未納のものがあるときは、これを納付する義務を負う。

第三節 設立

(発起人)

第十三条 機構を設立するには、その会員になろうとする十以上の銀行等が発起人となることを必要とする。

(創立総会)

第十四条 発起人は、定款及び業務規程を作成した後、会員になろうとする者を募り、これらを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の二週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款及び業務規程の承認その他機構の設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会では、定款及び業務規程を修正することができる。

4 第二項の創立総会の議事は、その開会までに発起人に対して会員となる旨を申し出た銀行等及び発起人の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

5 機構の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な事項(予算及び資金計画を含む。)の決定は、第三十一条の規定にかかわらず、創立総会の議決によることができる。

6 第三十二条第二項本文の規定は、前項の創立総会の議事について準用する。

7 第三十三条の四及び第三十三条の五の規定は、創立総会の議決について準用する。

(設立の認可申請)

第十五条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣府令及び財務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

一 名称

二 事務所所在地

三 役員及び会員の名称
 二 前項の認可申請書には、定款、業務規程その他内閣府令・財務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
 (設立の認可)

第十六条 内閣総理大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があった場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
 一 設立の手續並びに定款及び業務規程の内容が法令の規定に適合していること。
 二 認可申請書、定款及び業務規程に虚偽の記載がないこと。

三 役員のうち第二十三条各号のいずれかに該当する者がいないこと。
 四 業務の運営が適正に行われることが確実にあると認められること。
 五 当該申請に係る機構の組織がこの法律の規定に適合するものであること。

内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めるときは、設立の認可をしなければならない。
 (事務の引継ぎ)
 第十七条 前条第二項の設立の認可があったときは、発起人は、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の時期等)
 第十八条 機構は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
 二 機構は、前項の設立の登記をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

第四節 管理
 (定款)
 第十九条 機構の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所所在地
- 四 会員に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 運営委員会に関する事項
- 七 総会に関する事項
- 八 業務及びその執行に関する事項

九 拠出金に関する事項
 十 財務及び会計に関する事項
 十一 解散に関する事項
 十二 定款の変更に関する事項
 十三 公告の方法

前項第十一号に掲げる事項については、次に掲げる事由を解散事由として定めなければならない。
 一 令和十八年三月三十一日の経過
 二 令和十八年十月一日以後において、買収した株式(これに準ずるものとして内閣府令・財務省令で定めるものを含む。第四十条を除き、以下この章において同じ。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第四項に規定する証券投資信託の受益権(以下この章において単に「受益権」という。)及び同条第十四項に規定する投資口(以下この章において単に「投資口」という。)を全て処分したこと。

機構の定款の変更は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 (役員及び業務の決定)
 第二十条 機構に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

機構の業務は、定款に別段の定めがあるものを除き、理事長及び理事の過半数をもって決する。
 (役員職務及び権限)
 第二十一条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
 三 監事は、機構の業務を監査する。
 四 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は内閣総理大臣及び財務大臣に意見を提出することができる。
 (役員任期)
 第二十二条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

前項の規定による役員を選任及び解任は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員任期は、二年以内において創立総会で定める期間とする。
 役員は、再任されることができる。
 (役員欠格事由)
 第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 機構が第五十六条の規定により設立の認可を取り消された場合において、その取消の日前三十日以内にその役員であった者で、その取消の日から起算して三年を経過していないもの
 二 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令・財務省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わったり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
 四 この法律、銀行法、長期信用銀行法、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)、信用金庫法又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

(監事の兼職禁止)
 第二十四条 監事は、理事長、理事、運営委員会の委員又は機構の職員を兼ねてはならない。
 (代表権の制限)
 第二十五条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が機構を代表する。
 (運営委員会)
 第二十六条 機構に、運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

委員会は、この章の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、理事長の諮問に応じ、機構の業務の運営に関する重要事項を審議する。
 三 委員会は、機構の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べることができる。
 四 委員会は、委員五人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織する。

委員会の委員は、金融に關して専門的な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に關し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。
 (役員等の秘密保持義務等)
 第二十七条 機構の役員若しくは職員、委員会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
 (役員等の公務員たる性質)
 第二十八条 機構の役員及び職員並びに委員会の委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
 第五節 総会
 (総会の招集)
 第二十九条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
 二 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
 (指名職員の会議への出席)
 第三十条 内閣総理大臣及び財務大臣は、当該職員をして総会に出席させ、意見を述べさせることができる。
 (総会の議決事項)
 第三十一条 この法律で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
 - 二 予算及び資金計画の決定又は変更
 - 三 業務規程の変更
 - 四 決算
 - 五 解散
 - 六 その他定款で定める事項
- (総会の議事)
 第三十二条 総会は、総会員の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。
 二 総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、前条第一号、第三号及び第五号に掲げる事項に係る議事は、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

3 議長は、定款で定めるところによる。
(臨時総会)

第三十三条 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第三十三条の二 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(総会の決議事項)

第三十三条の三 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(会員の議決権)

第三十三条の四 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によって議決をすることができる。

3 前項の会員は、定款で定めるところにより、同項の規定に基づく書面による議決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令・財務省令で定めるものをいう。)により議決をすることができる。

4 第一項及び第二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(議決権のない場合)

第三十三条の五 機構と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

第六節 業務

第三十四条 機構は、第五条に規定する目的を達成するため、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十九条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行う。

- 一 会員の保有する株式の買取り並びに当該買取り取った株式の管理及び処分
- 二 銀行等以外の会社であつて会員と相互に株式を保有する関係にあるものとして内閣府令・財務省令で定める関係にあるもの(以下

「発行会社」という。)の保有する当該会員が発行する株式(当該会員の総株主の議決権の過半数を一の株式会社保有している場合において、当該一の株式会社が発行する株式を含む。)の買取り並びに当該買取り取った株式の管理及び処分

四 会員の保有する受益権の買取り並びに当該買取り取った受益権の管理及び処分

五 会員の保有する投資口の買取り並びに当該買取り取った投資口の管理及び処分

六 第四十一条第一項及び第三項に規定する拠出金並びに第四十二条に規定する手数料の収納及び管理

七 前各号の業務に附帯する業務

2 前項第一号及び第二号に規定する会員の保有する株式、同項第四号に規定する会員の保有する受益権又は同項第五号に規定する会員の保有する投資口には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として保有する対象株式等(株式、受益権又は投資口をいう。以下同じ。)を含まないものとする。

3 第一項第三号に規定する会員が発行する株式には、専ら当該会員の自己資本の充実を目的として当該会員の子会社(当該会員がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式(当該会員の総株主の議決権の過半数を一の株式会社が保有している場合において、当該一の株式会社が子会社(当該一の株式会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。)その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。)を含むものとする。

(業務の委託)

第三十五条 機構は、あらかじめ内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、信託会社(信託業務を営む金融機関を含む。第三十九条において同じ。)その他内閣府令・財務省令で定める者に対し、その業務の一部を委託することができる。

第三十六条 機構の業務規程には、株式の買取り、管理及び処分に関する事項、受益権の買取り、管理及び処分に関する事項並びに投資口の買取り、管理及び処分に関する事項その他内閣府令・財務省令で定める事項を記載しなければならない。

2 機構は、業務規程を変更しようとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、業務規程が機構の業務の適正かつ確実な運営をする上で不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(資料の提出の請求等)

第三十七条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、その会員に対し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた会員は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、機構から要請があつた場合において、機構の業務の実施のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

(会員からの株式の買取り等)

第三十八条 第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取り(第三十八条の四第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項において同じ。)及び第三十四条第一項第二号に規定する株式の売付けの媒介は、令和八年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取り(機構が買取り取った株式を直ちに処分することが予定されているものとして政令で定める株式の買取りを除く。以下「特別株式買取り」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

- 一 金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式
- 二 優先株式(剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。以下同じ。)であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、令和十八年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する

る前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除く。)

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社(第一号に掲げる株式を発行している会社に限る。)が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を令和十八年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの(当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限り、同号に掲げるものを除く。)

四 前三号に掲げる株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式

4 機構は、第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。会員の保有する株式の売付けの媒介をしたときも、同様とする。

(発行会社からの株式の買取り)

第三十八条の二 第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取り(次条第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項において同じ。)は、令和八年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取り(機構が買取り取った株式を直ちに処分することが予定されているものとして政令で定める株式の買取りを除く。以下「発行会社株式買取り」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 発行会社株式買取りは、当該発行会社株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

- 一 金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式
- 二 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、令和十八年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除く。)

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社（第一号に掲げる株式を発行している会社に限る。）が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を令和十八年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの（当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるものに限る、同号に掲げるものを除く。）

四 前三号に掲げる株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式

4 機構は、第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（特別株式買取りを行った場合における特定発行会社からの株式の買取り）

第三十八条の三 機構は、特別株式買取りを行った場合において、当該特別株式買取りの申込みをした会員からその申込みと同時に当該会員が発行する株式（当該会員の総株主の議決権の過半数を有している場合において、当該一の株式会社が保有している場合においては、当該一の前項の株式会社が発行している場合において、以下この項において同じ。）の購入の請求があつたときは、当該会員が発行する株式を、当該特別株式買取りに係る株式を発行する発行会社又は当該特別株式買取りに係る株式を発行する一の前項の株式会社が総株主の議決権の過半数を保有している発行会社（次項において「特定発行会社」と総称する。）から買い取ることができ

2 前項の規定による株式の買取りは、同項の特別株式買取りを行った日から六月以内において、特定発行会社から機構に対して買取りの申込みがあつた場合に行うことができるものとす

3 第一項の規定による株式の買取りの価額は、同項の規定による購入の請求をした会員が当該請求と同時に買った特別株式買取りの申込みに係る株式の買取価額の範囲内であればなら

4 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による株式の買取りについて準用する。

5 第一項に規定する会員が発行する株式には、専ら当該会員の自己資本の充実を目的として当該会員の子会社（当該会員がその総株主の議決

権の過半数を保有する他の会社をいう。）その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式（当該会員の総株主の議決権の過半数を有している場合において、当該一の前項の株式会社が保有している場合において、当該一の前項の株式会社が総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。）その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。）を含むものとする

（発行会社株式買取りを行った場合における特定会員からの株式の買取り）

第三十八条の四 機構は、発行会社株式買取りを行った場合において、当該発行会社株式買取りの申込みをした発行会社からその申込みと同時に当該発行会社が発行する株式（当該発行会社の総株主の議決権の過半数を有している場合において、当該一の前項の株式会社が保有している場合において、当該一の前項の株式会社が発行する株式を含む。以下この項において同じ。）の購入の請求があつたときは、当該発行会社が発行する株式を、当該発行会社株式買取りに係る株式を発行する会員又は当該発行会社株式買取りに係る株式を発行する一の前項の株式会社が総株主の議決権の過半数を保有している会員（次項において「特定会員」と総称する。）から買い取ることができ

2 前項の規定による株式の買取りは、同項の発行会社株式買取りを行った日から六月以内において、特定会員から機構に対して買取りの申込みがあつた場合に行うことができるものとす

3 第一項の規定による株式の買取りの価額は、同項の規定による購入の請求をした発行会社が当該請求と同時に買った発行会社株式買取りの申込みに係る株式の買取価額の範囲内であればなら

4 第三十八条第三項及び第四項前段の規定は、第一項の規定による株式の買取りについて準用する。

5 第一項に規定する発行会社が発行する株式には、専ら当該発行会社の自己資本の充実を目的として当該発行会社の子会社（当該発行会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。）その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式（当該発行会社の総株主の議決権の過半数を有している場合において、当該一の前項の株式会社が保有している場合において、当該一の前項の株式会社が総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。）その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。）を含むものとする

該一の株式会社の子会社（当該一の株式会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。）その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。）を含むものとする

第三十八条の五 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りは、令和八年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りを行うときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りは、当該受益権の買取りの申込みに係る受益権が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている受益権であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはな

4 機構は、第三十四条第一項第四号に規定する受益権の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（会員からの投資口の買取り）

第三十八条の六 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りは、令和八年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りを行うときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りは、当該投資口の申込みに係る投資口が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている投資口であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはな

4 機構は、第三十四条第一項第五号に規定する投資口の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（対象株式等の処分）

第三十九条 機構は、買い取った対象株式等を処分したとき（第三十五条の規定により信託会社に買い取った対象株式等の管理を委託した場合にあつては、当該信託会社が当該対象株式等を処分したとき）は、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、当該処分に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（会社法の特例）

第四十条 機構が買い取った市場価格のある株式を発行する会社が、当該株式を機構から買い受ける場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百六条第一項及び第六十条第一項の決議をするときは、同条第二項及び第三項並びに第三百九条第二項第二号の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、同項の決議については、機構が有する議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入しない。

第七節 拠出金等

第四十一条 機構の会員は、第四十八条第一項第一号に掲げる業務に要する費用（同条第二項の規定により同項に規定する一般勘定において経理される経費を含む。）に充てるため、業務規程の定めるところにより、機構に対し、拠出金（以下「当初拠出金」という。）を納付しなければならない。

2 当初拠出金の総額は、百億円を下回つてはならない。

3 特別株式買取りの申込みをした会員は、機構が当該申込みに応じて株式を買い取つた場合（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百三十五号）の施行の日の前日までに買い取つた場合に限る。）には、第四十八条第一項第二号に掲げる業務に要する費用に充てるため、業務規程の定めるところにより、当該株式の買取価額に百分の八を乗じて得た金額を、機構に対し、拠出金（以下「売却時拠出金」という。）として納付しなければならない。

4 機構は、当初拠出金及び売却時拠出金を返還してはならない。

(手数料) 第四十二条 機構は、対象株式等を買取った場合に...

第四十三条 会員は、当初拠出金若しくは売却時...

第四十四条 機構の事業年度は、四月一日から翌...

第四十五条 機構は、毎事業年度、予算及び資金...

第四十六条 理事長は、毎事業年度、財産目録、...

2 理事長は、監事の意見書を添えて前項の財務...

第四十七条 機構は、毎事業年度、前条第二項の...

2 機構は、前項の規定により財務諸表等を内閣...

3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣及...

第四十八条 機構は、次の各号に掲げる業務ごと...

イ 特別株式買取り(第三十八条の四第一項の...

ロ 売却時拠出金及び第四十二条に規定する...

ハ イ及びロの業務に附帯する業務

第四十九条 機構は、令和八年十月一日以後にお...

2 機構は、前項の規定により特別勘定を廃止し...

第五十条 機構は、第三十四条第一項各号に掲げ...

2 前項の規定による借入金現在額及び同項の...

3 第一項の規定による機構債の債権者は、機構...

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九...

5 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を...

6 会社法第七百五十五条及び第七百九条の規定は...

一 国債その他内閣総理大臣及び財務大臣の指...

第五十三条 第四十四条から前条までに規定する...

第五十四条 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣...

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、機構の役員...

第五十五条 内閣総理大臣及び財務大臣は、この...

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合...

第五十六条 内閣総理大臣及び財務大臣は、機構...

- 一 この章の規定、この章の規定に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は機構の定款若しくは業務規程に違反したとき。
- 二 その業務又は財産の状況によりその業務の継続が困難であると認めるとき。
- 三 公益を害する行為をしたとき。

第十節 解散

(解散)

第五十七条 機構は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 定款で定める解散事由の発生
- 二 総会の決議
- 三 第十六条第二項の設立の認可の取消し
- 四 前項第二号に掲げる事由による解散は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、次に定めるところにより、残余財産（分配限度額以下の部分に限る。以下この項において同じ。）の処分を行うものとする。

一 残余財産の額が当初拠出金の総額に相当する額（以下この項において「当初拠出金相当額」という。）以下るときは、当該残余財産の額を、機構の各会員（脱退した会員を含む。以下この項において同じ。）に対し、その納付した当初拠出金の額に応じて分配する。

二 残余財産の額が当初拠出金相当額を超え、当初拠出金の総額と売却時拠出金の総額の合計額に相当する額（以下この項において「拠出金相当額」という。）以下るときは、当該残余財産のうち、当初拠出金相当額を前号の規定により、残余の額を売却時拠出金を納付した機構の各会員（以下この項において「売却会員」という。）に対しその納付した売却時拠出金の額に応じ、それぞれ分配する。

三 残余財産の額が拠出金相当額を超え、拠出金相当額に当初拠出金相当額（一般勘定において損益計算上利益を生じた場合にあつては、当該利益の額の二倍に相当する額を加えた額。次号において同じ。）を加えた額以下のときは、当該残余財産のうち、拠出金相当額を前号の規定により、残余の額を機構の各会員に対しその納付した当初拠出金の額に応じ、それぞれ分配する。

四 残余財産の額が拠出金相当額に当初拠出金相当額を加えた額を超えるときは、当該残余

財産のうち、拠出金相当額に当初拠出金相当額を加えた額を前号の規定により、残余の額を売却会員に対しその納付した売却時拠出金の額に応じ、それぞれ分配する。

4 残余財産の額が分配限度額を超えるときは、当該超える額を国庫に納付する。

5 前二項の分配限度額は、当初拠出金の総額と売却時拠出金の総額の合計額（一般勘定において損益計算上利益を生じた場合にあつては当該利益の額を加え、損益計算上損失を生じた場合にあつては当該損失の額を控除した額）の二倍に相当する額をいう。

6 政府は、機構が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

7 第三項、第四項及び前項に定めるもののほか、機構の解散に関する所要の措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第十一節 雑則

(課税の特例)

第五十八条 機構に対する地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五十三条第二十三項及び第三百二十一条の八第二十三項の規定の適用については、これらの規定中「十年以内を開始した事業年度」とあるのは、「に開始した事業年度」とする。

2 前項に定めるもののほか、機構及び機構の会員に係る法人税、法人の道府県民税、法人の事業税及び法人の市町村民税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（認可等の条件）

第五十九条 内閣総理大臣及び財務大臣は、この章の規定による認可又は承認（次項及び次条において「認可等」という。）に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

（内閣府令・財務省令への委任）

第六十条 この章に定めるもののほか、認可等に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この章の規定の実施に関し必要な事項は、内閣府令・財務省令で定める。

第四章 雑則

(権限の委任)

第六十一条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。（経過措置）

第六十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第五章 罰則

第六十三条 第二十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五十五条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。
- 二 第五十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第六十五条 発起人又は機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十四条第一項又は第四十七条第三項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 二 創立総会又は総会に対し不実の申立てを行つたとき。

第六十六条 機構の役員が、第三十六条第三項又は第五十四条第二項若しくは第三項の規定による命令に違反したときは、五十万円以下の過料に処する。

第六十七条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。
- 二 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第三十四条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第六十八条 第二項、第三十八条の第二項、第三十八条の五第二項又は第三十八条の

六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第三十八条第四項（第三十八条の四第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第四項（第三十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第三十八条の五第四項、第三十八条の六第四項又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第四十五条又は第四十七条第一項若しくは第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

七 第四十七条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第五十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第六十八条 第八條第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条及び第四条の規定は平成十八年九月三十日から、附則第六条の規定は銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第一百七十七号）の施行の日から施行する。

第二条 削除

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に銀行等保有株式取得機構という文字を用いている者については、第八条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法（平成十三年法律第五十八号）第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、銀行等に関する株式等の保有の制限及び機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成一三年一月九日法律第一一七号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成一四年七月三日法律第八〇号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

附則 (平成一四年一月二日法律第七一七号)
この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一五年五月三〇日法律第五四号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一五年八月一日法律第一三三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一六年三月三十一日法律第一四号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号)抄
この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年六月二日法律第五〇号)抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年六月一四日法律第六六号)抄
この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律第六八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第一百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定であつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二二年三月四日法律第三三三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年七月三日法律第六八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年七月三日法律第六八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年七月三日法律第六八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二二年七月三日法律第六八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二二年七月三日法律第六八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二二年七月三日法律第六八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 略

二 第一条中地方税法第十五条の四第一項第一号、第十七条の六第二項及び第二十条の九の三第五項の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定(同項第四号の四の改正規定を除く。)、同法第二十四条の二、第五十一条第二項及び第五十二条の改正規定、同法第五十三条の改正規定(同条第四項の改正規定、同条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項の改正規定(、第四十二条の十一、第五項を削る部分に限る。))並びに同条第三十五項及び第三十六項の改正規定(「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分に限る。))を削る部分に限る。)、同法第五十三条の二、第五十四条第一項及び第五十五条の改正規定、同法第五十五条の二第一項の改正規定(「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。)、同法第五十五条の三第一項の改正規定、同法第五十五条の四第一項の改正規定(「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。)、同法第五十六条、第五十七条第二項、第六十二条から第六十四条まで、第六十五条の二第一項及び第七十一条の二、第六十六条第一項、第七十二条から第七十二条の二の二まで並びに第七十二条の三第三項の改正規定、同法第七十二条の五の二を削る改正規定、同法第七十二条の六、第七十二条の七第二項及び第七十二条の十二第一号の改正規定、同法第七十二条の十三の改正規定(同条第十四項の改正規定(「第二条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第七十二条の十八ただし書の改正規定、同法第七十二条の二十一第一項の改正規定(「ついでには」の下に「、第三項に規定する場合を除き」を加える部分に限る。))、同法第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に二項を加える改正規定、同法第七十二条の二十三、第七十二条の二十四の四及び第七十二条の二十四の六から第七十二条の二十四の十までの改正規定、同法第七十二条の二十四の十一第一項の改正規定(「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分を除く。)、同法第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十九から第七十二条の三十四まで、第七十二条の三十七第一項、第七十二条の三十八の見出し及び同条第一項、第七十二条の三十八の二第一項及び第四項並びに第七十二条の三十九の改正規定、同法第七十二条の三十九の二第一項の改正規定(「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。))、同法第七十二条の三十九の三第一項、第七十二条の四十一、第七十二条の四十一及び第七十二条の四十一の二第二項の改正規定、同法第七十二条の四十一の五を削る改正規定、同法第七十二条の四十三第三項、第七十二条の四十四、第七十二条の四十五の二、第七十二条の四十六第一項、第七十二条の四十八第一項及び第四項第一号、第七十二条の四十八第二号の四並びに第七十二条の五の改正規定、同法第二百九十二条第一項の改正規定(同項第四号の四の改正規定を除く。))、同法第二百九十四の二、第三百二十二条及び第三百二十一条の八の改正規定(同条第四項の改正規定、同条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項の改正規定(、第四十二條の十一、第五項」を削る部分に限る。))並びに同条第三十一項及び第三十二項の改正規定(「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分に限る。))、同法第三百二十一條の八の二、第三百二十一條の九第一項及び第三百二十一條の十一の改正規定、同法第三百二十一條の十一の二第一項の改正規定(「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。))、同法第三百二十一條の十一の三第一項の改正規定(「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。))並びに同法第三百二十一條の十二、第三百二十一條の十三第二項、第三百二十四條第一項、第三百二十六條、第四百六十八條、第七百三十四條第三項及び第七百四十八條の改正規定並び

に同法附則第三条の二の四第三項並びに第八
 条第二項及び第五項の改正規定、同法附則第
 八条の二の改正規定（同条第二項の改正規定
 （第五十三条第六項、第十一項、第十五項及
 び第十九項並びに第三百二十一条の八第六
 項、第十一項、第十五項及び第十九項）を
 「第五十三条第五項、第九項、第十二項及び
 第十五項並びに第三百二十一条の八第五項、
 第九項、第十二項及び第十五項」に改める部
 分に限る。及び同条第三項の改正規定に限
 る。）、同法附則第九条第五項の改正規定（
 「第七十二条の二十一第三項」を「第七十二
 条の二十一第五項」に改める部分及び「第七
 十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二
 十一第六項」に改める部分に限る。）、同条第
 六項から第八項までの改正規定（「第七十二
 条の二十一第四項」を「第七十二条の二十一
 第六項」に改める部分に限る。）、同条第十六
 項の改正規定（「第七十二条の二十一第三項」
 を「第七十二条の二十一第五項」に、「第七
 十二条の二十一第四項」を「第七十二条の二
 十一第六項」に改める部分に限る。）、同法附
 則第九条の二、第九条の二の二、第十二条の
 二及び第三十条の二の改正規定並びに同法附
 則第四十一条の改正規定（同条第三項の改正
 規定及び同条に一項を加える改正規定を除
 く。）、並びに附則第三条第十一項、第四条第
 二項及び第三項、第六条、第十條第十二項、
 第十二条（同条第八項を除く。）、並びに第
 十條から第二十二條までの規定、平成二十
 二年十月一日

**附 則（平成二十二年三月三十一日法律第六
 号） 抄**

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から
 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
 当該各号に定める日から施行する。
 一 及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日

イ 略

ロ 第二条の規定（法人税法の目次の改正規
 定（「第六十四條」を「第六十三條」
 に改める部分に限る。）、同法第二条第十二
 号の七の五を同条第十二号の七の七とし、
 同条第十二号の七の四の次に二号を加える
 改正規定、同条第十一号の八の改正規定
 （「発行済株式又は出資（自己が有する自己

の株式又は出資を除く。以下この条におい
 て「発行済株式等」という。）」を「発行済
 株式等」に改める部分に限る。）、同法第四
 条の三第一項の改正規定（六月）を「三
 月」に改める部分に限る。）、同条第六項の
 改正規定、同条第八項の改正規定、同法第
 二十三條の改正規定（同条第一項中「金額
 〇」の下に「第一号に掲げる金額にあつて
 は、〇」を加え、「第一号に掲げるもの」を
 「も」及び適格現物分配に係るもの」に改
 める部分、同条第三項中「前二項」を「前
 二項」に改め、同項を同条第二項とし、同項
 の次に一項を加える部分及び同条第八項中
 「適格事後設立」を「適格現物分配」に、
 「第一項から第三項まで」を「第一項及び
 第二項」に改める部分を除く。）、同法第三
 十五條の改正規定、同法第六十一條の四第
 一項の改正規定（規定する有価証券の空
 売り」の下に「次項において「有価証券
 の空売り」という。）」を、「次項」の下に
 「及び第三項」を加える部分及び「除く」
 の下に「。次項において同じ」を、「相当
 する金額」の下に「（次項において「みな
 し決済損益額」という。）」を加える部分
 を除く。）、同法第六十六條の改正規定、同法
 第六十七條第一項の改正規定、同条第三項
 の改正規定（同項第一号に係る部分、同項
 第五号を同項第六号とする部分及び同項第
 四号を同項第五号とし、同項第三号の次に
 一号を加える部分を除く。）、同法第八十一
 條の四第一項の改正規定（「第三項」を
 「第四項」に改める部分を除く。）、同条第
 五項の改正規定（「連結法人株式等」を
 「完全子法人株式等」に改める部分に限
 る。）、同条第四項の改正規定（同項を同条第
 五項とする部分を除く。）、同条第三項の改
 正規定（同項を同条第四項とする部分を除
 く。）、同法第八十一條の九第一項ただし書
 の改正規定、同条第二項各号の改正規定、
 同条第三項の改正規定、同条第六項の改正
 規定（同項を同条第七項とする部分を除
 く。）、同条第五項の改正規定（同項を同条
 第六項とする部分を除く。）、同法第八十一
 條の九の二第一項の改正規定、同条第二項
 の改正規定（「である連結親法人が」を
 「である連結親法人又は連結子法人と他の
 法人との間で」に改める部分及び同項第一

号に係る部分に限る。）、同条第五項を同条
 第六項とし、同条第四項を削る改正規定、
 同条第三項の改正規定、同項を同条第四項
 とし、同項の次に一項を加える改正規定、
 同条第二項の次に一項を加える改正規定、
 同法第八十一條の十二の改正規定、同法第
 八十一條の十三第二項第四号の改正規定、
 同法第三十八條第九号の改正規定、同法
 第四十三條の改正規定、同法第五十九
 條第一項の改正規定（「第六十四條第一
 項」を「第六十三條第一項」に、「五年」
 を「十年」に、「五百万円」を「千万円」
 に改める部分に限る。）、同条第二項の改正
 規定、同法第六十條の改正規定（「二十
 万円」を「五十万円」に改める部分に限
 る。）、同法第六十一條の改正規定、同法
 第六十二條の改正規定（「二十万円」を
 「五十万円」に改める部分に限る。）、同法
 第六十三條を削る改正規定、同法第六十
 四條第一項の改正規定及び同条を同法第
 百六十三條とする改正規定（附則第十条及
 び第十二条において「組織再編成等以外の
 改正規定」という。）」を除く。）、並びに附則
 第十条第二項、第十三條から第十六條ま
 で、第十八條から第二十三條まで、第二十
 四條第二項、第二十五條、第二十六條第十
 項及び第十三項、第二十七條、第三十三
 條、第三十四條、第四十二條（銀行等
 の株式等の保有の制限等に関する法律（平
 成十三年法律第三十一号）第五十八條第
 一項の改正規定に限る。）並びに第四十
 五條の規定

ハからチまで 略

リ 第十八條中租税特別措置法第二条第二項
 の改正規定（同項第十号の七に係る部分
 を除く。）、同法第三条の三第五項の改正規
 定、同法第六條第三項の改正規定（「第
 八十一條の十四第一項及び第九十條第一
 項」を「及び第八十一條の十四第一項」に改
 める部分に限る。）、同法第八條の三第五項の
 改正規定、同法第九條の二第四項の改正規
 定、同法第三十七條の十第三項第二号の改
 正規定、同法第三十七條の十四の二第五項
 第三号の改正規定、同法第四十一條の九第
 四項の改正規定、同法第四十二條の四第十
 六項の改正規定、同法第四十七條第四項の

改正規定（第六十八條の三十四第三項」
 を「第六十八條の三十四第一項」に、「同
 条第三項」を「同条第一項」に改める部分
 及び同項を同条第二項とする部分を除く。）、
 同法第四十七條の二第二項及び第四十八
 條第二項の改正規定、同法第五十二條の二
 の改正規定（同条第一項に係る部分を除
 く。）、同法第五十二條の三の改正規定、同
 法第五十五條の改正規定（同条第一項中
 「平成二十二年三月三十一日」を「平成二
 十二年三月三十一日」に改める部分、同項
 の表の第三号及び第四号に係る部分、同条
 第二項第一号に係る部分並びに同条第九項
 中「百分の百」を「百分の九十」に改める
 部分を除く。）、同法第五十五條の五の改正
 規定（同条第一項中「平成二十二年三月三
 十一日」を「平成二十四年三月三十一日」
 に改める部分を除く。）、同法第五十五條の
 六の改正規定、同法第五十五條の七の改正
 規定（同条第一項中「平成二十二年三月三
 十一日」を「平成二十四年三月三十一日」
 に改める部分を除く。）、同法第五十六條の
 改正規定、同法第五十七條の五の改正規
 定、同法第五十七條の六の改正規定、同法
 第五十七條の八の改正規定、同法第五十七
 條の九の改正規定、同法第五十七條の第十
 一項の改正規定（「除く」の下に「。次項
 において同じ」を、「残額」の下に「。次
 項において同じ」を加える部分に限る。）、
 同条第二項の改正規定、同項を同条第三項
 とし、同条第一項の次に一項を加える改正
 規定、同法第五十八條の改正規定（同条第
 一項に係る部分及び同条第二項中「平成二
 十二年三月三十一日」を「平成二十五年三
 月三十一日」に改める部分を除く。）、同法
 第六十一條の三第一項の改正規定、同法第
 六十二條第一項の改正規定（平成二十二
 年三月三十一日」を「平成二十四年三月三
 十一日」に改める部分及び「第四十二條
 の十一第五項」を削る部分を除く。）、同法
 第六十二條の三の改正規定（同条第一項中
 「第四十二條の十一第五項」を削る部分、
 同条第八項中「第四十二條の十一第五
 項」を削る部分及び同条第十一項に係る部
 分を除く。）、同法第六十三條第一項の改正
 規定（「第四十二條の十一第五項」を削
 る部分を除く。）、同法第六十四條の改正規

定、同法第六十四条の二の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十五条の三第三項第四号の改正規定、同法第六十五条の四第三項第四号の改正規定、同法第六十五条の五の二の改正規定、同法第六十五条の七の改正規定、同法第六十五条の八の改正規定、同法第六十五条の十の改正規定、同法第六十五条の十一の改正規定、同法第六十五条の十二の改正規定、同法第六十五条の十三の改正規定、同法第六十五条の十四の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十六条の二の改正規定、同法第六十六条の四の改正規定（同条第七項中「帳簿書類」を「書類として財務省令で定めるもの」に改め、「をいう」の下に、「次項において同じ」を加え、「次項、第九項及び第十二項第二号において同じ。」を削る部分、同条第九項中「帳簿書類又は」を「財務省令で定めるもの又は」に改める部分、同条第十二項中「十万円」を「三十万円」に改める部分及び同条第十九項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の四の二第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第六十六条の五の改正規定、同法第六十六条の八第二項の改正規定（「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「第六十八条の九十二第五項」を「第六十八条の九十二第六項」に改める部分、「第三項の」を「第四項の」に改める部分及び「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第三項第一号」を「同条第四項第二号」に改め、同項を同条第七項とする部分を除く。）、同条第七項の次に六項を加える改正規定（第十項に係る部分に限る。）、同条第五項の改正規定（「有する特定外国子会社等」を「有する外国法人」に改める部分、「第三項」を「第四項」に改める部分、同条第三号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に改める部分及び同項を同条第六項とする部分を除く。）、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十六条の九の四第二項の改正規定（「この項及び次項」を「第三項ま

で」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第六項の次に六項を加える改正規定（第九項に係る部分に限る。）、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十六条の十三第一項の改正規定（同項ただし書中「ただし」の下に「清算中に終了する事業年度及び」を加える部分に限る。）、同法第六十七条の四の改正規定、同法第六十七条の六第一項の改正規定、同法第六十七条の十四第六項の改正規定、同法第六十七条の十五第七項の改正規定、同法第六十八条の二の三（見出しを含む。）、同法第六十八条の三（同条第六項の改正規定、同法第六十八条の三の四を削る改正規定、同法第六十八条の三の五を同法第六十八条の三の四とする改正規定、同法第六十八条の九の改正規定（同条第一項に係る部分、同条第九項に係る部分及び同条第十一項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の九の二の改正規定、同法第六十八条の十第九項の改正規定、同法第六十八条の十一第九項の改正規定、同法第六十八条の十三第五項の改正規定、同法第六十八条の十四第七項の改正規定、同法第六十八条の三十四第四項の改正規定（「第四十七条第三項」を「第四十七条第一項」に、「同条第三項」を「同条第一項」に改める部分及び同項を同条第二項とする部分を除く。）、同法第六十八条の三十五第二項及び第六十八条の三十六第二項の改正規定、同法第六十八条の四十一の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八条の四十三の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分、同項の表の第三号及び第四号に係る部分並びに同条第八項中「百分の百」を「百分の九十」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の四十四の改正規定（同条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の四十五の改正規定、同法第六十八条の四十六の改正規定（同条第一

項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の四十八の改正規定、同法第六十八条の五十三の改正規定、同法第六十八条の五十四の改正規定、同法第六十八条の五十五の改正規定、同法第六十八条の五十六の改正規定、同法第六十八条の五十八の二の改正規定、同法第六十八条の五十九の改正規定（同条第一項中「各連結事業年度終了の時ににおける」を「法人税法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち各連結事業年度終了の時ににおいて」に、「法人税法第二条第九号に規定する普通法人及び」を「もの及び同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するもの並びに」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の六十一の改正規定（同条第一項に係る部分及び同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）、同法第六十八条の六十四の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の六十五の改正規定、同法第六十八條の六十八第九項の改正規定（「現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改める部分に限る。）、同条第十項の改正規定、同法第六十八條の七十の改正規定、同法第六十八條の七十二の改正規定、同法第六十八條の七十四第三項第四号の改正規定、同法第六十八條の七十五第三項第四号の改正規定、同法第六十八條の七十六の二の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第六十八條の七十八の改正規定、同法第六十八條の七十九の改正規定、同法第六十八條の八十一の改正規定、同法第六十八條の八十二の改正規定、同法第六十八條の八十三の改正規定、同法第六十八條の八十四の改正規定、同法第六十八條の八十五の三の改正規定、同法第六十八條の八十五の四の改正規定、同法第六十八條の八十八第六項の改正規定（「第二条第四十三号」を「第二条第三十九号」に、「同条第四十四号」を「同条第四十号」に改める部分に限る。）、同法第六十八條の九十二第二

二項の改正規定（「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「第六十六条の八第五項」を「第六十六条の八第六項」に改める部分、「第三項の」を「第四項の」に改める部分及び「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改め、同項を同条第七項とする部分を除く。）、同条第七項の次に六項を加える改正規定（第十項に係る部分に限る。）、同条第五項の改正規定（「有する特定外国子会社等」を「有する外国法人」に改める部分、「第三項」を「第四項」に改める部分、同条第三号中「特定外国子会社等」を「外国法人」に改める部分及び同項を同条第六項とする部分を除く。）、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の九十三の四第二項の改正規定（「この項及び次項」を「第三項まで」に改め、「次項」の下に「及び第三項」を加える部分に限る。）、同条第六項の次に六項を加える改正規定（第九項に係る部分に限る。）、同条第二項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八條の百一の改正規定、同法第六十八條の百四第一項の改正規定、同法第六十八條の百九の二の改正規定並びに同法第八十八條の二第一項の改正規定（平成二十二年三月三十一日）を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第四十四條、第七十四條、第七十九條第六項及び第八項から第八十二條まで、第八十條、第八十一條、第八十二條第一項及び第四項、第八十三條、第八十四條第二項、第八十六條、第八十七條第一項、第八十八條第一項及び第二項、第八十九條、第九十條第七項、第九十一條第五項、第九十三條、第九十四條、第九十五條、第九十六條第三項、第九十七條、第九十九條から第百四條まで、第百五條第二項、第百六條、第百七條第三項、第百八條、第百九條、第百十二條第六項及び第八項から第十三項まで、第百十三條、第百十四條、第百十五條第一項及び第四項、第百十六條、第百十七條、第百十八條第一項、第百十九條第七項、第百二十條第五項、第百二十二條、第百二十三條、第百二十七

条、第三百三十五條から第四百十條まで並びに第四百十二條（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第五十八條第三項の改正規定に限る。）の規定

（罰則に関する経過措置）

第四百四十六條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十三年三月三十一日法律第一二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）の公布の日から施行する。

附則（平成二十三年六月二日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十三年二月二日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 次に掲げる規定 平成二十四年四月一日

イ 第二条中法人税法第三十一条の改正規定、同法第五十二条の改正規定、同法第五十七條の改正規定、同法第五十八條の改正規定、同法第六十條の改正規定、同法第七十二條第三項の改正規定（「第六項及び第九項」を「第七項及び第十項」に、「第五十八條第二項及び第五項」に改める部分に限る。）、同法第八十條の改正規定、同法第八十一條の九の改正規定、同法第八十一條の十二の改正規定及び同法第一百四十三條の改正規定並びに附則第十条、第十三條、第十四條、第十九條、第二十二條、第九十七條及び第九十九條の規定

（罰則に関する経過措置）
第四百四條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置）
第四百四條の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
（その他の経過措置の政令への委任）
第四百五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年二月二日法律第一一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 及び二 略
- 三 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の四、第五十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第七十二条の二十三並びに第二百九十二条第一項第四号の四の改正規定並びに同法第三百二十一条の八の改正規定（同条第三十二項に係る部分を除く。）並びに同法附則第八条の二第一項及び第二項の改正規定並びに附則第六条第四項、第七条第二項、第九條第四項及び第十三條の規定 平成二十四年四月一日

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年三月三十一日法律第九九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から八まで 略
- 九 第二条中法人税法第五十七條第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第六項の改正規定、同条第七項の改正規定、同条第八項の改正規定、同法第五十八條第一項の改正規定（同項ただし書に係る部分を除く。）、同条第九項の改正規定（同項第一号に係る部分を除く。）並びに同条第二項、第三項及び第五項の改正規定並びに附則第二十七條第一項、第三十條第一項及び第三百二十條（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成二十三年法律第三百一十一号）第五十八條第一項の改正規定（「九年」を「十年」に改める部分に限る。）に限る。）の規定

（罰則に関する経過措置）
第四百三十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第四百三十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十八年三月三十一日法律第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年二月二日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年三月三十一日法律第二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年三月三十一日法律第二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
第四百四十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

4 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二十九年三月三十一日法律第二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一から三まで 略
- 四 第二条（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条、第四条、第十三條、第十二條、第二十条、第二十四条から第三十條まで、第三十二條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第一項、第十二條第四項及び第十六條第一項の改正規定に限る。）、第三十五條、第三十六條、第三十八條（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第三項の改正規定に限る。）、第四十一条から第四十五条まで及び第四十六條（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十九條の改正規定に限る。）の規定 平成三十年四月一日

附則（平成二十九年三月三十一日法律第二四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第四百四十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第四百四十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

